投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日　2026.9.9

FRANKLIN TEMPLETON

フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド

（年1回決算型）／（年2回決算型）

追加型投信／内外／株式



本書は「フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド（年1回決算型）」の投資信託説明書（交付目論見書）および「フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド（年2回決算型）」の投資信託説明書（交付目論見書）で構成されています。

投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧できます。本書には、信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。

投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、ご請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社（ファンドの運用の指図を行います）

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第417号
設立年月日：1998年4月28日　資本金：10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額：1兆2,091億円
（2026年6月末現在）

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行います）

三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社（販売会社によっては、いずれかのファンドのみの取扱いとなる場合があります）、基準価額等の詳細情報については、下記の照会先までお問合せください

照会先　フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

URL https://www.franklintempleton.co.jp

TEL 03-5219-5940
（受付時間 営業日の午前9時～午後5時）

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日　2026.9.9

FRANKLIN TEMPLETON

フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド（年1回決算型）

追加型投信／内外／株式



投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧できます。本書には、信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。

投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、ご請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社（ファンドの運用の指図を行います）

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第417号
設立年月日：1998年4月28日　資本金：10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額：1兆2,091億円
（2026年6月末現在）

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行います）

三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社、基準価額等の詳細情報については、下記の照会先までお問合せください

照会先　フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

URL https://www.franklintempleton.co.jp

TEL 03-5219-5940
（受付時間 営業日の午前9時～午後5時）

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

●本書により行う「フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド（年1回決算型）」（以下「当ファンド」ということがあります。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月8日に関東財務局長に提出しており、2026年9月9日にその届出の効力が生じております。

●当ファンドの信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

●当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理が義務付けられております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産（投資信託証券（株式 中小型株））	年1回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主に日本を含む先進国および新興国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている小型株式に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。

ファンドの特色

特色1　日本を含む先進国および新興国の金融商品取引所に上場されている小型株式に投資します

- フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）を通じて、主に日本を含む先進国および新興国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている小型株式に投資します。
- 個別企業に対する定量的および定性的なファンダメンタルズ分析に基づき、競争力、収益性、財務の安定性に優れていると評価された銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築します。
- 投資対象とする国に制限は設けません。新興国への投資割合は、取得時において30%を上限の目安とします。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用プロセス図



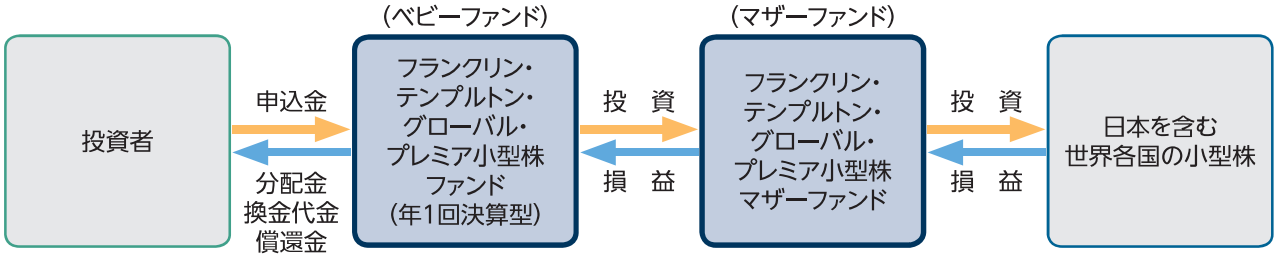
*MSCI ACWI 小型株指数（MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス小型株指数）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を含む世界の主要先進国・新興国の小型株式で構成されています。
MSCI ACWI 小型株指数に対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.では、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

※運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

特色2 ファミリーファンド方式により運用を行います

- 「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

特色3 運用はフランクリン・テンプルトン・グループのロイス・アンド・アソシエイツ、エルピーが行います

- マザーファンドの運用にあたっては、「ロイス・アンド・アソシエイツ、エルピー」(以下「投資顧問会社」)に運用の指図に関する権限を委託します。

ロイス・アンド・アソシエイツ、エルピー

ー米国ニューヨークを拠点として、1972年の設立から一貫して小型株を運用
ー運用資産約113億米ドル(約1.8兆円)*

ROYCE Investment Partners

*2026年3月末現在。米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2026年3月末現在の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=159.88円)によります。

※ロイス・アンド・アソシエイツ、エルピーは、ロイス・インベストメント・パートナーズのブランド名で事業活動を行っています。

特色4 年1回決算を行います

年1回の決算時に、基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。



(注)委託会社の判断により、分配を行わない場合があります。

上記は当ファンドの決算期を示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

毎決算時（毎年12月6日、休業日の場合は翌営業日）に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。
したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。



株価変動リスク（株価が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。



為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



カントリーリスク（新興国に投資するリスク）

一般的に、新興国の有価証券市場は、先進国の市場と比較して市場規模が小さく、相対的に流動性の低い市場が含まれます。また、法制度・会計基準等が先進国と異なる場合や、情報開示規制・決済システム等が未整備である場合があります。そのため、新興国の有価証券は、先進国の有価証券と比較して、価格変動が大きくなる場合があります。
当ファンドの実質的な投資対象国においては、特有の税制が存在する場合や、税制が突然変更されたり、新たな税制が適用される場合があり、これにより当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
当ファンドの実質的な投資対象国における政治、経済、社会情勢の変化、税制、適用税率の変更、通貨または資本規制等の投資機会に影響を与える規制の発動等に伴い、当ファンドの投資目標に沿った運用が困難となる場合や基準価額が大幅に変動または下落する可能性があります。



流動性リスク（小型株に投資するリスク）

一般的に小型株式は大型株式と比較して、市場での取引量が少ない場合があり、売買をしようとする際に売買が成立しないこと、市場実勢から期待できる価格どおりに取引が行えないことがあり、これらの要因が当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金申込受付を取消す場合があります。
- 収益分配金は分配方針に基づいて毎決算時に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わないことがあります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
 これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

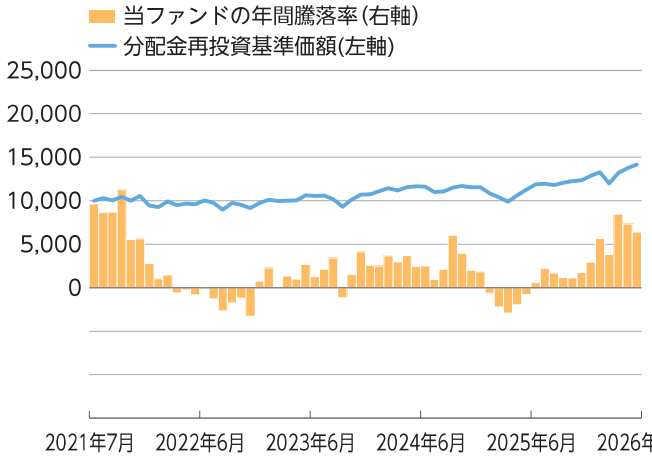
リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。
また各種委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。
流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
経営委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

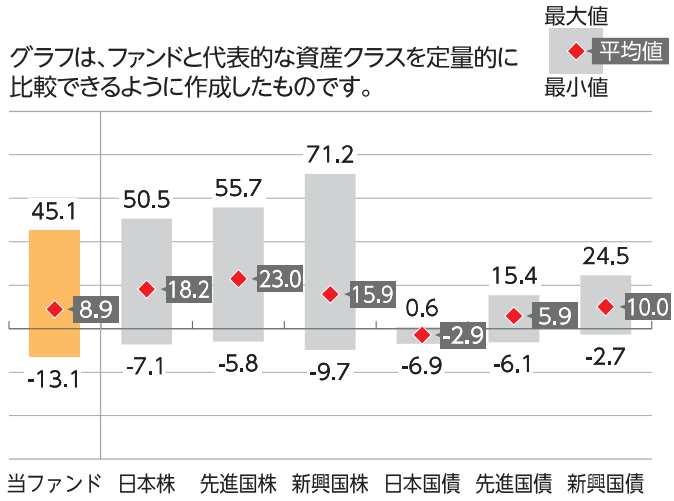
2021年7月末～2026年6月末



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年7月末を10,000として指数化しております。
*年間騰落率は、2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年7月末～2026年6月末



*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
*決算日に対応した数値とは異なります。
*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

(※)各資産クラスの指数
日本株　…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

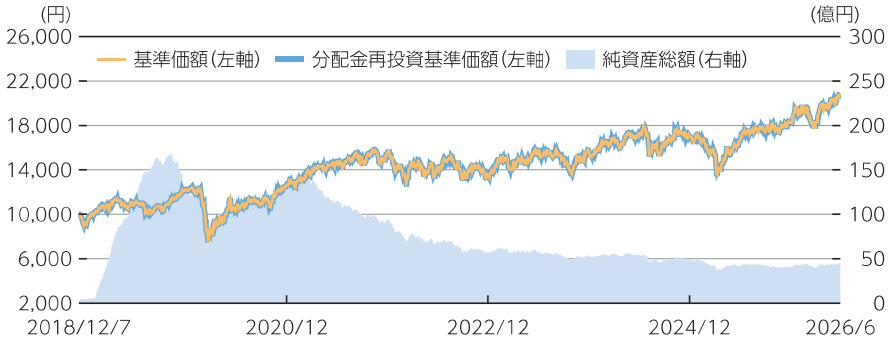
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績

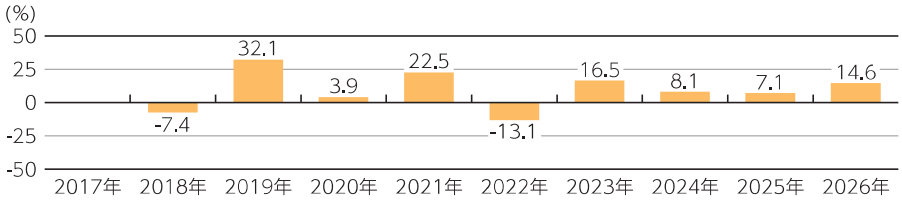
基準日:2026年6月30日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。
※年間収益率は、税引前分配金を再投資したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。
※2018年はファンドの設定日(2018年12月7日)から年末までの収益率、2026年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

基準価額・純資産

基準価額	純資産総額
20,909円	45億円

分配の推移

2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
2024年12月	0円
2025年12月	0円
設定来累計	0円

※1万口当たり、税引前
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産	比率(%)
マザーファンド受益証券	100.11
現金・預金・その他の資産	△0.11
合計	100.00

(参考)フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株マザーファンドの主要な資産の状況

■資産別組入比率

資産	比率(%)
株式	96.95
現金・預金・その他の資産	3.05
合計	100.00

■国・地域別組入比率

国・地域	比率(%)
アメリカ	48.81
日本	12.84
イギリス	10.43
カナダ	7.14
フランス	3.53
その他	14.21
合計	96.95

■業種別組入比率

	業種	比率(%)
国内	情報技術	9.07
	一般消費財・サービス	1.53
	ヘルスケア	1.22
	資本財・サービス	1.01
外国	資本財・サービス	40.47
	情報技術	11.36
	金融	8.11
	一般消費財・サービス	6.82
	素材	5.74
	不動産	3.74
	コミュニケーション・サービス	2.81
	生活必需品	2.18
	エネルギー	1.67
	ヘルスケア	1.23
合計		96.95

*比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

■組入上位10銘柄(組入銘柄数 73)

銘柄名	国/地域	通貨	業種	比率(%)
MKS INC	アメリカ	米ドル	情報技術	2.52
QUAKER CHEMICAL CORP	アメリカ	米ドル	素材	2.47
FIRSTSERVICE CORP	カナダ	米ドル	不動産	2.36
JBT MAREL CORP	アメリカ	米ドル	資本財・サービス	2.25
RB GLOBAL INC	カナダ	米ドル	資本財・サービス	2.16
DIPLOMA PLC	イギリス	英ポンド	資本財・サービス	2.13
ARCOSA INC	アメリカ	米ドル	資本財・サービス	2.13
DISCOVERIE GROUP PLC	イギリス	英ポンド	資本財・サービス	2.10
XP POWER LTD	シンガポール	英ポンド	資本財・サービス	2.06
MARUWA	日本	日本円	情報技術	2.04

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年9月9日から2027年3月4日まで ※購入の申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金の申込受付不可日	ロンドン証券取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日の場合には、購入・換金申込は受付けません。
換金制限	資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金申込受付を取消す場合があります。
信託期間	2044年12月6日まで（2018年12月7日設定） ※信託期間は延長することがあります。
繰上償還	次のいずれかに該当する場合等には、繰上償還を行うことがあります。 ●当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合 ●マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合 ●受益者のため有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合

決　算　日	毎年12月6日（休業日の場合は翌営業日）
収　益　分　配	年1回の決算時に、分配方針に基づき分配を行います。 当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託金の限度額	2,500億円
公　告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課　税　関　係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	当ファンドと「フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド（年2回決算型）」の間でスイッチングできる場合があります。 スイッチングの際には、税金および各販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。 ※スイッチングで「フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド（年2回決算型）」を購入される際には、当該ファンドの目論見書をご覧ください。 ※販売会社によっては、取扱いが当ファンドのみとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

<table>
<tr><th colspan="4">投資者が直接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td colspan="2">申込金額（購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た額とします。手数料率の上限は、3.30%（税抜3.00%）です。</td><td>購入時手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明ならびに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td colspan="3">ありません。</td></tr>
<tr><th colspan="4">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td rowspan="4">運用管理費用（信託報酬）</td><td colspan="3">純資産総額に対し年率1.87%（税抜1.70%）
※運用管理費用（信託報酬）は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。）および毎決算時または償還時に支払われます。
※投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。</td><td>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配分および役務の内容</td><td>委託会社</td><td>0.86%（税抜）</td><td>委託した資金の運用等</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>0.80%（税抜）</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>0.04%（税抜）</td><td>信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等</td></tr>
<tr><td>その他の費用・手数料</td><td colspan="2">売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等
原則として発生時に、実費が信託財産から支払われます。
その他諸費用（監査費用、印刷等費用、計理およびこれに付随する業務の委託等の費用、受益権の管理事務費用等。）
日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として委託会社が算出する金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎決算時または償還時に支払われます。
※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</td><td>売買委託手数料:
有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

保管費用:
海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

監査費用:
監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用

印刷等費用:
印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出に係る費用</td></tr>
</table>

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　　金
分　配　時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・法人の場合は上記とは異なります。
・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
・上記は2026年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。
・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

参考情報　ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.96%	1.87%	0.09%

・対象期間は2024年12月7日～2025年12月8日です。
・対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
・当ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含みます。
・これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
・詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

Memo

（本ページは目論見書の内容ではございません。）

（本ページは目論見書の内容ではございません。）


FRANKLIN
TEMPLETON

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日　2026.9.9

FRANKLIN TEMPLETON

フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド（年2回決算型）

追加型投信／内外／株式



投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧できます。本書には、信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。

投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、ご請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社（ファンドの運用の指図を行います）

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第417号
設立年月日：1998年4月28日　資本金：10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額：1兆2,091億円
（2026年6月末現在）

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行います）

三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社、基準価額等の詳細情報については、下記の照会先までお問合せください

照会先　フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

URL https://www.franklintempleton.co.jp

TEL 03-5219-5940
（受付時間 営業日の午前9時～午後5時）

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

●本書により行う「フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド（年2回決算型）」（以下「当ファンド」ということがあります。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月8日に関東財務局長に提出しており、2026年9月9日にその届出の効力が生じております。

●当ファンドの信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

●当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理が義務付けられております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産（投資信託証券（株式 中小型株））	年2回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主に日本を含む先進国および新興国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている小型株式に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。

ファンドの特色

特色1　日本を含む先進国および新興国の金融商品取引所に上場されている小型株式に投資します

- フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）を通じて、主に日本を含む先進国および新興国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている小型株式に投資します。
- 個別企業に対する定量的および定性的なファンダメンタルズ分析に基づき、競争力、収益性、財務の安定性に優れていると評価された銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築します。
- 投資対象とする国に制限は設けません。新興国への投資割合は、取得時において30%を上限の目安とします。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用プロセス図



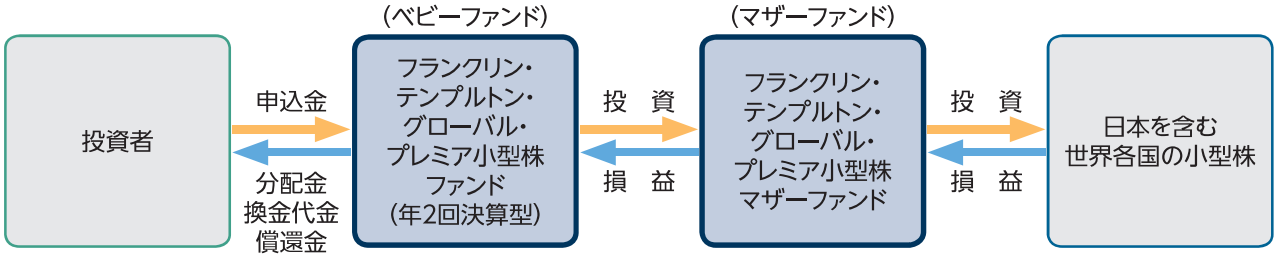
*MSCI ACWI 小型株指数（MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス小型株指数）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を含む世界の主要先進国・新興国の小型株式で構成されています。
MSCI ACWI 小型株指数に対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.では、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

※運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

特色2　ファミリーファンド方式により運用を行います

- 「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

特色3　運用はフランクリン・テンプルトン・グループのロイス・アンド・アソシエイツ、エルピーが行います

- マザーファンドの運用にあたっては、「ロイス・アンド・アソシエイツ、エルピー」（以下「投資顧問会社」）に運用の指図に関する権限を委託します。

ロイス・アンド・アソシエイツ、エルピー

ー米国ニューヨークを拠点として、1972年の設立から一貫して小型株を運用
ー運用資産約113億米ドル（約1.8兆円）*

ROYCE Investment Partners

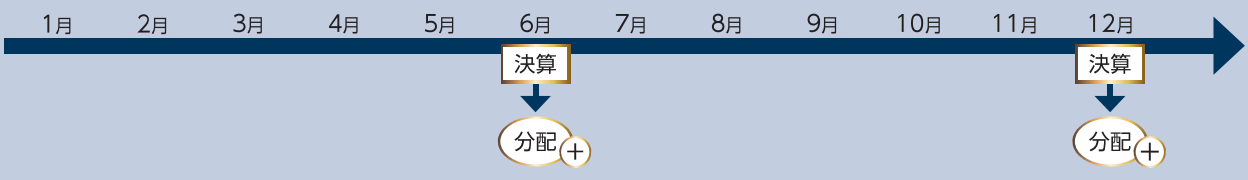
*2026年3月末現在。米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2026年3月末現在の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=159.88円）によります。

※ロイス・アンド・アソシエイツ、エルピーは、ロイス・インベストメント・パートナーズのブランド名で事業活動を行っています。

特色4　年2回決算を行います

- 年2回の決算時に、配当等収益を中心に分配金額を決定します。
なお、配当等収益に加えて、決算時に収益分配前の基準価額（1万口当たり）が10,000円を超えている場合、当該超過額の範囲内で委託会社が決定した額を分配します。

収益分配のイメージ



（注）委託会社の判断により、分配を行わない場合があります。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

毎決算時（毎年6月6日および12月6日、休業日の場合は翌営業日）に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、配当等収益を中心に委託会社が決定します。なお、配当等収益に加えて、決算時に収益分配前の基準価額（1万口当たり）が10,000円を超えている場合、当該超過額の範囲内で委託会社が決定した額を分配します。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。
したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。



株価変動リスク（株価が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。



為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



カントリーリスク（新興国に投資するリスク）

一般的に、新興国の有価証券市場は、先進国の市場と比較して市場規模が小さく、相対的に流動性の低い市場が含まれます。また、法制度・会計基準等が先進国と異なる場合や、情報開示規制・決済システム等が未整備である場合があります。そのため、新興国の有価証券は、先進国の有価証券と比較して、価格変動が大きくなる場合があります。
当ファンドの実質的な投資対象国においては、特有の税制が存在する場合や、税制が突然変更されたり、新たな税制が適用される場合があり、これにより当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
当ファンドの実質的な投資対象国における政治、経済、社会情勢の変化、税制、適用税率の変更、通貨または資本規制等の投資機会に影響を与える規制の発動等に伴い、当ファンドの投資目標に沿った運用が困難となる場合や基準価額が大幅に変動または下落する可能性があります。



流動性リスク（小型株に投資するリスク）

一般的に小型株式は大型株式と比較して、市場での取引量が少ない場合があり、売買をしようとする際に売買が成立しないこと、市場実勢から期待できる価格どおりに取引が行えないことがあり、これらの要因が当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金申込受付を取消す場合があります。
- 収益分配金は分配方針に基づいて毎決算時に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わないことがあります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
 これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

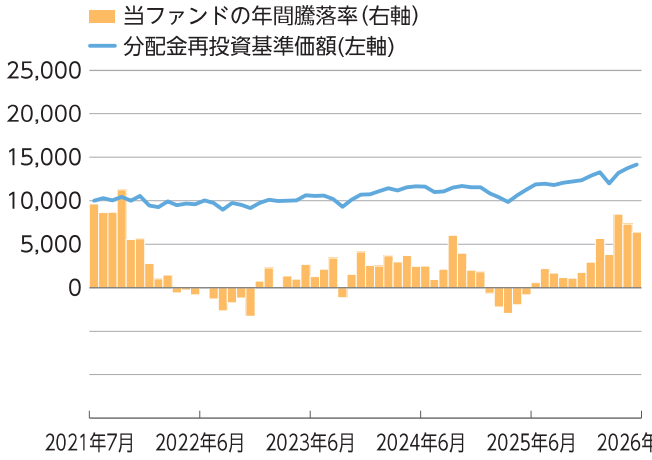
リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。
また各種委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。
流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
経営委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

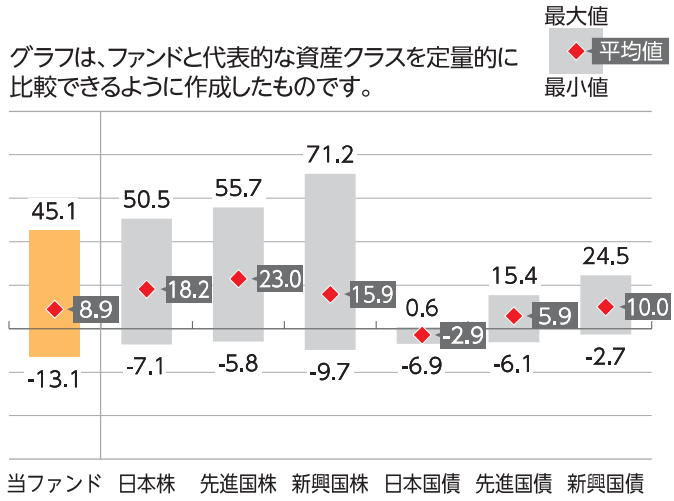
2021年7月末～2026年6月末



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年7月末を10,000として指数化しております。
*年間騰落率は、2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年7月末～2026年6月末



*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
*決算日に対応した数値とは異なります。
*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

(※)各資産クラスの指数
日本株　…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

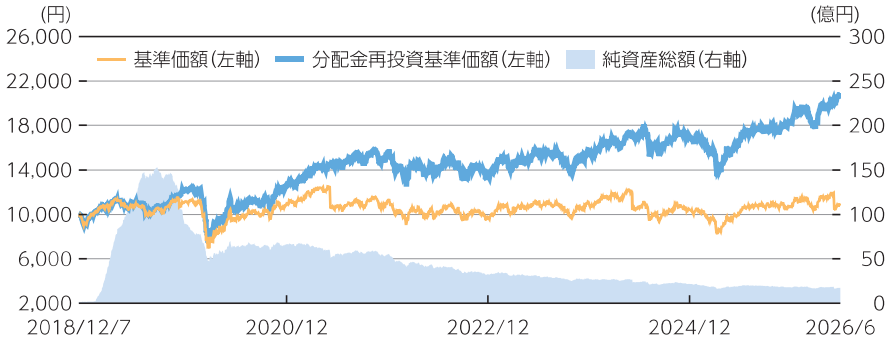
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績

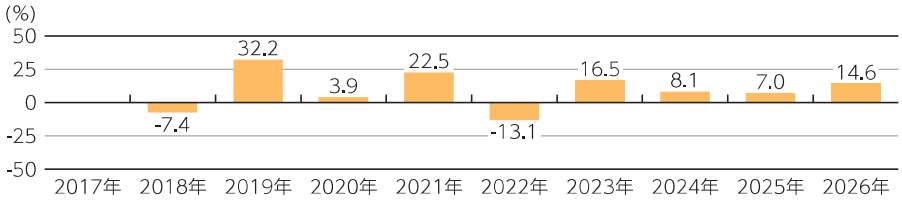
基準日:2026年6月30日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。
※年間収益率は、税引前分配金を再投資したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。
※2018年はファンドの設定日(2018年12月7日)から年末までの収益率、2026年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

基準価額・純資産

基準価額	純資産総額
10,966円	17億円

分配の推移

2024年 6 月	1,450円
2024年12月	120円
2025年 6 月	0円
2025年12月	470円
2026年 6 月	1,220円
設定来累計	7,170円

※1万口当たり、税引前
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産	比率(%)
マザーファンド受益証券	100.11
現金・預金・その他の資産	△0.11
合計	100.00

(参考)フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株マザーファンドの主要な資産の状況

■資産別組入比率

資産	比率(%)
株式	96.95
現金・預金・その他の資産	3.05
合計	100.00

■国・地域別組入比率

国・地域	比率(%)
アメリカ	48.81
日本	12.84
イギリス	10.43
カナダ	7.14
フランス	3.53
その他	14.21
合計	96.95

■業種別組入比率

	業種	比率(%)
国内	情報技術	9.07
	一般消費財・サービス	1.53
	ヘルスケア	1.22
	資本財・サービス	1.01
外国	資本財・サービス	40.47
	情報技術	11.36
	金融	8.11
	一般消費財・サービス	6.82
	素材	5.74
	不動産	3.74
	コミュニケーション・サービス	2.81
	生活必需品	2.18
	エネルギー	1.67
	ヘルスケア	1.23
合計		96.95

*比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

■組入上位10銘柄(組入銘柄数 73)

銘柄名	国/地域	通貨	業種	比率(%)
MKS INC	アメリカ	米ドル	情報技術	2.52
QUAKER CHEMICAL CORP	アメリカ	米ドル	素材	2.47
FIRSTSERVICE CORP	カナダ	米ドル	不動産	2.36
JBT MAREL CORP	アメリカ	米ドル	資本財・サービス	2.25
RB GLOBAL INC	カナダ	米ドル	資本財・サービス	2.16
DIPLOMA PLC	イギリス	英ポンド	資本財・サービス	2.13
ARCOSA INC	アメリカ	米ドル	資本財・サービス	2.13
DISCOVERIE GROUP PLC	イギリス	英ポンド	資本財・サービス	2.10
XP POWER LTD	シンガポール	英ポンド	資本財・サービス	2.06
MARUWA	日本	日本円	情報技術	2.04

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年9月9日から2027年3月4日まで ※購入の申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金の申込受付不可日	ロンドン証券取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日の場合には、購入・換金申込は受付けません。
換金制限	資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金申込受付を取消す場合があります。
信託期間	2044年12月6日まで（2018年12月7日設定） ※信託期間は延長することがあります。
繰上償還	次のいずれかに該当する場合等には、繰上償還を行うことがあります。 ●当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合 ●マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合 ●受益者のため有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合

決　　算　　日	毎年6月6日および12月6日（休業日の場合は翌営業日）
収　益　分　配	年2回の決算時に、分配方針に基づき分配を行います。 当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託金の限度額	2,500億円
公　　告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6月と12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課　税　関　係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	当ファンドと「フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド（年1回決算型）」の間でスイッチングできる場合があります。 スイッチングの際には、税金および各販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。 ※スイッチングで「フランクリン・テンプルトン・グローバル・プレミア小型株ファンド（年1回決算型）」を購入される際には、当該ファンドの目論見書をご覧ください。 ※販売会社によっては、取扱いが当ファンドのみとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

<table>
<tr><th colspan="4">投資者が直接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td colspan="2">申込金額（購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た額とします。手数料率の上限は、3.30%（税抜3.00%）です。</td><td>購入時手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明ならびに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td colspan="3">ありません。</td></tr>
<tr><th colspan="4">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td rowspan="4">運用管理費用（信託報酬）</td><td colspan="3">純資産総額に対し年率1.87%（税抜1.70%）
※運用管理費用（信託報酬）は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。
※投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。</td><td>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配分および役務の内容</td><td>委託会社</td><td>0.86%（税抜）</td><td>委託した資金の運用等</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>0.80%（税抜）</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>0.04%（税抜）</td><td>信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等</td></tr>
<tr><td>その他の費用・手数料</td><td colspan="3">売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等
原則として発生時に、実費が信託財産から支払われます。
その他諸費用（監査費用、印刷等費用、計理およびこれに付随する業務の委託等の費用、受益権の管理事務費用等。）
日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として委託会社が算出する金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。
※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</td><td>売買委託手数料:
有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

保管費用:
海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

監査費用:
監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用

印刷等費用:
印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出に係る費用</td></tr>
</table>

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　　金
分　配　時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・法人の場合は上記とは異なります。
・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
・上記は2026年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。
・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

参考情報　ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.98%	1.87%	0.11%

・対象期間は2025年12月9日～2026年6月8日です。
・対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
・当ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含みます。
・これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
・詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

Memo

（本ページは目論見書の内容ではございません。）

（本ページは目論見書の内容ではございません。）


FRANKLIN
TEMPLETON


FRANKLIN
TEMPLETON